

平成十八年二月二十八日受領
答 弁 第 八 五 号

内閣衆質一六四第八五号

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省ワイン貯蔵庫取材に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省ワイン貯蔵庫取材に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省としては、「国民の知る権利」については十分尊重されるべきものであり、報道機関の報道は、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供するものであると認識している。

三、四及び六について

外務省としては、飯倉別館については、内外の要人等が使用することから、警備上の配慮が必要であると考えている。外務省としては、飯倉別館の運用上、会談等の場合を除き一般に取材を許可しておらず、御指摘の取材についても、これを許可しなかった。

五について

御指摘の文書は、存在しない。